

【ラポールゆや使用料】

室 名	区分\時間		使用料(円)					
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00
大ホール	入場料、会費等が無料の場合	平日	6,000	8,000	12,000	14,000	20,000	26,000
		土曜日、日曜日又は休日	7,200	9,600	14,400	16,800	24,000	31,200
	入場料、会費等が1,000円未満の場合	平日	9,000	12,000	18,000	21,000	30,000	39,000
		土曜日、日曜日又は休日	10,800	14,400	21,600	25,200	36,000	46,800
	入場料、会費等が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	12,000	16,000	24,000	28,000	40,000	52,000
		土曜日、日曜日又は休日	14,400	19,200	28,800	33,600	48,000	62,400
	入場料、会費等が3,000円以上5,000円未満の場合	平日	15,000	20,000	30,000	35,000	50,000	65,000
		土曜日、日曜日又は休日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
	入場料、会費等が5,000円以上の場合	平日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
		土曜日、日曜日又は休日	21,600	28,800	43,200	50,400	72,000	93,600
ステージ			3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	13,000
楽屋	第1楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
	第2楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
ホワイエ・ロビー	物品等の販売を行わない場合	使用面積が全体の1/2以上	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700
		使用面積が全体の1/3以上1/2未満	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
		使用面積が全体の1/3未満	700	900	900	1,600	1,800	2,500
	物品等の販売を行う場合	1店につき	—	—	—	—	—	2,400
駐車場	目的外使用の場合		—	—	—	—	—	1,500
室 名			区 分		使用料(円)		摘要	
コミュニティールホール①			1時間につき		300		8時30分から 22時まで	
コミュニティールホール②			1時間につき		300			
コミュニティールホール③			1時間につき		300			
コミュニティールホール全室			1時間につき		600			
視聴覚室			1時間につき		300			
研修室①(和室)			1時間につき		200			
研修室②			1時間につき		200			
室 名			区 分		冷暖房使用料(円)			
大ホール			1時間につき		3,000			
第1楽屋			1時間につき		100			
第2楽屋			1時間につき		100			
コミュニティールホール①			1時間につき		150			
コミュニティールホール②			1時間につき		150			
コミュニティールホール③			1時間につき		150			
コミュニティールホール全室			1時間につき		400			
視聴覚室			1時間につき		300			
研修室①(和室)			1時間につき		200			
研修室②			1時間につき		200			
ホワイエ・ロビー			1時間につき		550			
ステージのみ			1時間につき		1,000			
備品・大道具名			区 分		備品・大道具使用料(円)			
オーケストラ・コーラスセット			1日につき		3,000			
舞台セット			1日につき		7,500			
ピアノ			1日につき		3,000			
16ミリ映写機			1日につき		1,500			

備考

- 1 営利を目的とするときの使用料(大ホール、ホワイエ・ロビーの使用料並びに冷暖房使用料及び備品・大道具使用料を除く。)は、定額の3倍の額とする。
- 2 使用時間の超過許可を受けたときの1時間当たりの使用料は、午前9時から12時までの基本使用料の100分の40を乗じて得た額とする。
- 3 翌日使用のための準備、物品の保管に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 連続使用の場合、利用しない夜間の時間帯の使用料を免除する。ただし、夜間の時間帯は物品の保管に限定する。

【ラポールゆや使用料の減免】

使用料の減免は、次に定めるところによります。

事由		減免の率	
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する場合		
	イ 上記以外の場合	80%	
(3) 障害者または障害者主体で構成されている団体が使用する時。		50%	
(4) 市内に組織を有する社会教育関係団体及び市内の公益的団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%	※コミュニティホール、視聴覚室、研修室の使用の場合に限る。
	イ 上記以外の場合	80%	
	ウ ※を除く使用の場合	50%	
(5) 市以外の官公庁が使用する時。			
(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。			
(7) その他教育委員会が特に必要と認めた時。		教育委員会が定める額	

※表中第2号イから第7号に規定する使用の際の冷暖房料並びに備品及び大道具の使用料については、免除しない。ただし、教育委員会が特に認めたものについてはこの限りでない。